

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要

綱

第一 船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる日（平成二十九年九月八日。以下「条約発効日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、条約発効日以後最初に行われる特定設備についての定期検査が平成三十一年九月七日以前に行われるもの（特定設備についての定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）が平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月七日以前に行われた船舶を除く。）については、条約発効日以後二回目に行われる特定設備についての定期検査が開始される日又は平成三十六年六月十七日のいずれか早い日までの間は、有害水バラスト処理設備の設置の免除等をするものとする事。 （附則第四条関係）

第二 附則第四条各号に掲げる船舶であつて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水域が存在しないため特定水バラスト交換排出を行うことができないものとして国土交通省令・環境省令で定めるものについては、附則第四条各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までの間は、有害水バラスト処理設備の設置の免除等をするものとする事。 （附則第五条関係）

第三 この政令は、公布の日から施行するものとする。